

意見書案第2号

アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃の即時中止を求める
意見書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案
を別紙のとおり提出する。

令和8年3月25日提出

提出者 宇治市議会議員 宮本繁夫

同 坂本優子

同 山崎 匡

同 大河直幸

同 徳永未来

同 谷上晴彦

宇治市議会議長 木本裕章様

アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃の即時中止を求める意見書

アメリカとイスラエルは2月28日にイランに対して大規模な先制攻撃を開始した。この攻撃は国連憲章にも国際法にも違反する攻撃である。

国連憲章・国際法は、武力行使の禁止・国家の主権の尊重を大原則としており、いかなる理由があろうと、他国の国家元首を殺害し体制の転換をはかる権利は、どの国にも与えられていない。

政府はアメリカとイスラエルによる攻撃に対して、これを批判せず、攻撃の中止を求めることを拒んでいる。

日本は「力による支配」を許さず、国連憲章と国際法にもとづく平和の秩序をつくる先頭に立つべきである。

よって、政府におかれては、アメリカ政府とイスラエル政府に対し、軍事攻撃を即時中止することを求めるとともに、国際社会において、国連憲章にもとづく平和秩序の確立のための主導的役割を果たすことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

京都府宇治市議会議長 木本裕章

内閣総理大臣	高市早苗様
総務大臣	林芳正様
外務大臣	茂木敏充様
防衛大臣	小泉進次郎様
内閣官房長官	木原稔様